

臨時福祉給付金(経済対策分)のお知らせ

消費税率の引上げ(5%→8%)による影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

○支給対象者(次の条件をすべて満たす方)

1. 平成28年1月1日において羅臼町に住民票のある方
 2. 平成28年度の住民税が課税されてない方(納税通知書が届いていない方)
- ※ ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護の受給者は対象外です。

○支給額

対象者1人につき 15,000円

○申請受付期間

平成29年4月25日(火)から平成29年7月25日(火)まで

○申請方法

右の申請書を使用し、役場1階 保健福祉課窓口にて申請してください。

○必要なもの

- 申請者全員分の本人確認書類(免許証・保険証等)
- 印鑑
- 振込を希望する金融機関の預金通帳、またはキャッシュカード
- 代理申請を希望する場合は、代理人の本人確認書類

【申請方法に関するお問い合わせ】

羅臼町役場 保健福祉課 TEL0153-87-2161

【住民税の課税に関するお問い合わせ】

羅臼町役場 税務財政課 TEL0153-87-2113

◆給付金をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意下さい!◆